

公的医療機関等2025プランの協議に当たってのポイント

○医療圏内の他の地域医療支援病院との役割分担の協議状況はどうか

- ・既存の地域医療支援病院との協議・合意の状況はどうか。
- ・郡市医師会との協議・合意の状況はどうか。

○地域医療をどのように支援するか

- ・郡市医師会等からのニーズがどのように反映されているか。
- ・医療機器の共同利用は、他の医療機関が利用しやすい仕組みを検討しているか。

○医療費の負担増に見合ったサービス向上がされているか。

- ・患者側にはどのようなメリットがあるか。

【参考】令和元年度 第1回 埼玉県医療審議会資料（抜粋）

地域医療支援病院の見直しに関する国の動向について

厚生労働省「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」において制度の見直しについて議論された。（令和元年8月をもって検討会は終了。見直しの方向に沿って今後は法律改正が行われる予定。）

1 現状

(1) 地域医療支援病院には、以下の4つの機能が求められている。

- ① 紹介患者に対する医療の提供
- ② 医療機器の共同利用の実施
- ③ 救急医療の実施
- ④ 地域の医療従事者に対する研修の実施

(2) 「紹介患者に対する医療の提供や救急医療の提供等、地域で必要とされる様々な取組を通じて、かかりつけ医等を支援する医療機関」と位置付けられている。

2 課題

全国的に見ると、地域医療支援病院が全くない二次医療圏もあれば、10以上の地域医療支援病院が所在する二次医療圏もあり、地域医療支援病院がその制度趣旨

を踏まえた役割を果たしているのか疑義が生じている。



地域の実情に応じた、真に地域で必要とされる医療の提供が求められている。

3 見直しの方向

(1) かかりつけ医等を支援するための機能について

知事の権限で地域の実情に応じて要件を追加できるようにすべきである。具体的には、地域医療構想調整会議における協議において、地域でそれぞれの地域医療支援病院が果たすべきとされた機能については、医療審議会の審議を経て、当該地域医療支援病院の責務とすることが考えられる。

(2) 医師の少ない地域を支援する機能について

地域医療を支援する病院として、医師の少ない地域を支援する機能が求められる。具体的な取組として以下のようなものが考えられる。

- ・ 医師少数区域等における巡回診療の実施
- ・ 医師少数区域等の医療機関への医師派遣の実施
- ・ 総合診療の部門を持ち、プライマリ・ケアの研修・指導の実施